

株式会社湘南なぎさパーク
駐車場管理規程（抄）

〔平成 22 年 3 月 26 日
湘規程第 118 号〕

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 この規程は、株式会社湘南なぎさパーク（以下「会社」という。）が管理する自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の管理及び運営に關し、必要な事項を定める。

（契約の成立）

第 2 条 利用者は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（用語の意義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 車両 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 4 号に規定する自動車をいう。

(2) 利用者 車両を駐車する目的で駐車場を利用する者をいう。

（駐車場の名称及び所在地）

第 4 条 駐車場の名称及び所在地は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 県立湘南海岸公園西部駐車場 神奈川県藤沢市鵠沼海岸 1 丁目 17 番 24 号

(2) 県立湘南海岸公園中部駐車場 神奈川県藤沢市片瀬海岸 3 丁目 25 番 26 号

(3) 江の島なぎさ駐車場 神奈川県藤沢市江の島 1 丁目 220 番地

(4) 県立湘南海岸公園緑陰広場 駐車場 神奈川県藤沢市鵠沼海岸 1 丁目 17 番 3 号

(5) 片瀬海岸地下駐車場 神奈川県藤沢市片瀬海岸 2 丁目 2932 番 1296

（営業時間）

第 5 条 駐車場の営業時間は、駐車場及び営業期間の区分に応じ、別表第 1 に定めるとおりとする。

2 前項に規定する営業時間は、特別の事情等により代表取締役社長（以下「社長」という。）必要があると認めたときは、開始時間及び終了時間を繰上げ又は繰り下げることができる。

(営業休止等)

第6条 社長は、次に掲げる事由に該当する場合には、駐車場の全部又は一部について営業休止、駐車場の閉鎖及び車路の通行止若しくは駐車した車両の退避等を行うことがある。

- (1) 火災、浸水、爆発若しくは天災地変による災害又は施設、機械若しくは器具の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生する恐れがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合
- (4) 駐車場の管理上、緊急の措置をとる必要があると認められる場合
- (5) その他社長が駐車場の管理上必要があると認めた場合

(駐車できる車両)

第7条 駐車場に駐車することのできる車両は、積載物及び取付物を含めて長さ 5.2 メートル、幅 2 メートル及び高さ 2.1 メートル（バス等の駐車場を除く。高さについては、県立湘南海岸公園緑陰広場駐車場を除く。）を超えないものに限る。ただし、特に社長が駐車することを認めた場合は、この限りでない。

第2章 駐車時間及び駐車料金

(駐車時間)

第8条 県立湘南海岸公園西部駐車場、県立湘南海岸公園中部駐車場、江の島なぎさ駐車場及び片瀬海岸地下駐車場（以下「西・中部・なぎさ及び地下駐車場」という。）の駐車時間は、営業時間内において、入庫のときに駐車券に打刻された入庫時刻から出庫のときに駐車券に打刻された出庫時刻までの時間とする。この場合、駐車場内の修理又は第 18 条に規定に基づき駐車位置の変更に要した時間も駐車時間とみなす。

- 2 県立湘南海岸公園緑陰広場駐車場（以下「緑陰駐車場」という。）は、営業時間内において、駐車時間にかかわらず入庫 1 回を単位とする。
- 3 第 1 項及び第 2 項において営業時間終了後も引き続き駐車している場

合の駐車時間の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 地下駐車場

毎午前零時をもって時間加算を再度開始する。

(2) 緑陰駐車場

翌日の営業開始時間をもって再入庫とする。

(駐車料金)

第9条 西・中部・なぎさ及び地下駐車場の駐車料金は別表第2、緑陰駐車場の駐車料金は別表第3のとおりとする。ただし、西・中部・なぎさ及び地下駐車場の駐車料金に関し、特に社長が必要と認めた場合、時間制によらないことができる。

(プリペイドカード)

第10条 (削除)

(駐車料金の別納)

第11条 会社と会社以外に事業を営む者等（以下「他事業者」という。）との間に駐車料金、駐車券の発行及び駐車料金の支払い方法等について特約がある場合、当該他事業者は、駐車料金の全部又は一部の代わりにその券を使用することができる。

2 社長は、電子的なデータ通信による決済サービスを提供する企業と特約を締結することにより、利用者の駐車料金の支払い方法を情報記録媒体等による決済とすることができる。

(割増駐車料金)

第12条 利用者が駐車料金を支払わないで車両を入庫又は出庫したときは、当該利用者から別表第2又は別表第3の駐車料金のほかに、その2倍相当額を割増金として徴収する。

2 西・中部・なぎさ及び地下駐車場の利用者が当該駐車場の駐車券の券面の表示事項を塗り消し又は改変する等不正な使用をした場合は、前項の規定を準用する。

(駐車料金等の返金)

第13条 駐車料金又は割増金に過払いの事実があった場合、社長は、当該過払い額を返金しなければならない。この場合において社長は、返金を請求する者から駐車料金等返還請求申出書（第1号様式）に必要事項を記入させ提出させるものとする。

(駐車料金の免除)

第14条 社長は、次の各号に掲げる車両に該当するときは、駐車料金を免除することができる。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条に規定する緊急自動車が応急対応のため駐車した車両
- (2) 国又は地方公共団体が、防疫又は災害応急手当対策を実施するため駐車を必要とする車両、この場合、伝染病予防若しくは災害予防訓練に資するための車両を含む。
- (3) 会社が経営するテニス事業におけるテニススクールの生徒及びテニスコート利用者が、授業若しくはテニスコートの利用時間に相当する時間、駐車する車両、ただし、駐車料金が免除となる駐車場は、県立湘南海岸公園西部駐車場及び同公園中部駐車場に限るものとする。
- (4) 駐車場に係る工事及び塵芥を収集するために駐車を必要とする車両
- (5) 神奈川県内の心身障害児（者）施設の行事の一環として運行された車両
- (6) 神奈川県内のボランティア団体が、神奈川県又は県内の市町村が主催した行事の一環として運行された車両
- (7) 会社の経営上、社長が必要と認めた車両

2 駐車料金の免除を希望する者は、駐車場利用日の1週間前までに駐車料金免除・減額申請書（第2号様式）を社長に提出しなければならない。ただし、前項第1号から第4号までの規定により駐車料金が免除となる車両はこの限りでない。

(駐車料金の減額)

第15条 社長は、次の各号のいずれかに該当するときは駐車料金を減額することができる。

- (1) 次のいずれかに該当する場合の駐車料金は、別表第2及び別表第3に定める額の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に減額する。
 - ア 次に掲げる障害者手帳等を交付されている者等が利用する車両（普通自動車に限る）
 - (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）

- (イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号) 第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)
- (ウ) 都道府県知事及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の長から児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号) 第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所の判定により知的障害者と認定された者に交付される手帳(以下「療育手帳」という。)
- (エ) (ア)から(ウ)までの規定に基づく手帳が交付されている者を同乗させている車両
- イ 神奈川県内のボランティア団体が、神奈川県又は県内の市町村の主催によらない行事として運行された車両
- (2) 第 11 条に規定する他事業者に販売する他事業者特約駐車場利用料金(別表第 5) の駐車料金
- (3) 会社の経営上、社長が必要と認めた車両
- 2 駐車料金の減額を希望する者の取り扱いは、次のとおりとする。
- (1) 前項第 1 号アの規定により減額を受けようとするときは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳若しくは認定カードを駐車場係員に提示することにより足りるものとする。
- (2) 前項第 1 号イ及び第 3 号の規定により減額を受けようとする場合は、前条第 2 項本分の規定を準用する。

第 3 章 利用

(駐車場の出入等)

- 第 16 条 西・中部・なぎさ及び地下駐車場の利用者は、駐車場入口において駐車券の交付を受けた後入庫する。
- 2 前項の利用者が出庫するときは、駐車場出口料金所において係員に駐車券を返納し、所定の駐車料金を納付した後又は駐車料金徴収業務を自動精算機で行っているときは、これによって精算後出庫する。
- 3 緑陰駐車場の利用者は、駐車場入口において駐車料金を支払った後入出庫する。

4 社長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、出入口の全部又は一部を閉鎖することがある。

(駐車券の紛失)

第17条 江の島なぎさ駐車場及び片瀬海岸地下駐車場の利用者は、駐車券を紛失したときは直ちに係員に申し出て、出庫願（第3号様式）に入庫時間その他必要な事項を記入しなければならない。

2 前項の規定により出庫願いの申し出があった場合は、身分証明書その他必要な証拠書類の提示を求め、その車両の出庫が適正であると認められた場合に限り出庫することができる。この場合において、駐車料金は、申し出のあった入庫時刻に基づき算出するものとする。

3 前2項の申し出に虚偽があることが判明した場合は、別表第2の駐車料金のほかに、その2倍相当額を割増金として徴収する。

4 西部駐車場及び中部駐車場の利用者は、駐車券を紛失したときには、別表第2の駐車料金（最大料金）を納付した後出庫しなければならない。

(駐車位置の変更)

第18条 社長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車位置を変更させることがある。

(駐車場内の遵守事項)

第19条 利用者は、駐車場内の車両の通行に当たっては、道路交通関係法令の定めるところによるほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 速度は、8キロメートル毎時を超えないこと。
- (2) 追越しをしないこと。
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

2 駐車場内における遵守事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 所定の駐車位置以外に駐車しないこと。
- (2) 火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てないこと。
- (3) みだりに他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中に立ち入り、又は機械及び器具に触れないこと。
- (4) 飲酒、賭博、宿泊及び喧騒に及ぶ行為等をしないこと。

- (5) 車両を洗浄しないこと。
- (6) 車両を修理する場合は、係員の指示する場所において行うこと。
- (7) 駐車中は、エンジンを停止し、車両を離れるときは窓を閉め、扉及びトランクには施錠をして盗難に備えること。
- (8) 許可なくして営業行為、演説、宣伝、募金、署名運動及びその他公害を害する行為をしないこと。
- (9) その他会社の業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(駐車中止等)

第20条 社長は、駐車場が満車の場合は入庫を中止するほか、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、駐車を拒絶し、又は入庫中の車両を退去させることができる。

- (1) 第7条に定める駐車できる車両の規格を超える車両又はカタピラを有する車両が駐車しようとするとき。
- (2) 駐車場の施設、機械若しくは器具又は他の車両及びその積載物若しくはその取付物を滅失し、き損し又は汚損する恐れがあるとき。
- (3) 車両に備え付けのガソリン等の燃料携行缶を除き、引火物、爆発物及びその他の危険物を積載し又は取り付けているとき。
- (4) 著しく騒音又は臭気を発するとき。
- (5) 非衛生的なものを積載し若しくは取り付けているとき、又は液汁を出し若しくは積載物をこぼす恐れがあるとき。
- (6) 前条に規定する遵守事項に違反したとき。
- (7) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(出庫拒否)

第21条 社長は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が所定の駐車料金を支払わないとき。
- (3) その他この規程に違反したとき。

(事故等の届出及び応急措置)

第22条 利用者は、次の各号に掲げる事態が発生した場合、直ちに係員に届け出なければならない。

- (1) 駐車場内で交通事故を起こしたとき。

- (2) 駐車場の施設、機械及び器具を滅失、き損又は汚損したとき。
- (3) 他の車両及びその取付物又はその積載物等に損傷を与えたとき。
- (4) 利用者又は自己の車両及びその取付物若しくはその積載物に異常があったとき。
- (5) 駐車場内で交通事故又は他の車両及びその取付物若しくはその積載物に異常の発見を発見したとき。

2 社長は、前項の届け出があったとき又は利用者若しくは駐車車両に事故を発見したとき又は発生する恐れがあると認めたときは、利用者の同意を得て速やかに必要な措置をとらなければならない。ただし、緊急を要する等止むを得ない事情がある場合は、利用者の同意がなくても必要な措置をとることができる。

(立入禁止)

第23条 駐車場に駐車する車両の運転者、同乗者及び乗客その他用務のある者以外の者は駐車場に立ち入ることができない。

第4章 保管責任及び損害賠償

(利用者に対する損害賠償)

第24条 社長は、会社の責に帰すべき事由により車両を滅失、き損又は汚損したときは、当該車両の時価、損害の程度及びその他の事情を考慮してその損害を賠償する。

(車両または利用者の損害に関する免責)

第25条 社長は、次の各号に掲げる事由その他会社の責に帰すことのできない事由によって生じた車両又は利用者の損害については賠償しない。

- (1) 天災地変その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両及びその積載物若しくは取付物の瑕疵等による事故
- (3) 衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第22条第2項の規定に基づく措置によって生じた事故

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第26条 社長は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については一切賠償しない。

(営業休止等による免責)

第27条 社長が第6条の規定に基づき営業休止等をした場合は、利用者の

損害については賠償しない。

(利用者に対する損害賠償の請求)

第28条 社長は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対して損害の賠償を請求する。

第5章 補則

(準用規定)

第29条 この規程に定めのない事項は、法令の規定に従って処理する。

(実施規定)

第30条 この規程の施行に関し必要な事項は、社長が別に定める。ただし指定管理施設である片瀬海岸地下駐車場及び県立湘南海岸公園緑陰広場駐車場に関して、神奈川県の基本協定、年度協定、仕様書及び具体的な指示等がある場合には、それを優先させるものとする。

別表第1（第5条関係）

営業時間

駐車場の名称	営業期間	営業時間
県立湘南海岸公園 西部駐車場	年間	終日（24時間）
県立湘南海岸公園 中部駐車場（本体）	年間	終日（24時間）
県立湘南海岸公園 中部（バス）駐車場	年間	9時から17時まで (出庫は24時間可能)
江の島なぎさ駐車場	7月及び8月の全日	6時から21時まで (出庫は24時間可能)
	上記以外の期間	7時30分から21時まで (出庫は24時間可能)
片瀬海岸地下駐車場	7月及び8月の全日	7時から21時まで
	上記以外の期間の土曜、日曜及び祝日	7時から19時まで
	上記以外の期間の平日	9時から18時まで
県立湘南海岸公園 緑陰広場駐車場	7月及び8月の全日	6時から18時30分まで
	上記以外の全日	6時から17時30分まで

別表第2(第9条関係)

駐車料金(1)

駐車場の名称	車両区分	営業期間		駐車料金		
				駐車時間	金額	
県立湘南海岸公園 西部駐車場	普通車	7~8月	全日	30分単位	260円	
				最大料金 (入庫から24時間まで)	3,000円	
	上記以外 の期間		全日	30分単位	210円	
				最大料金 (入庫から24時間まで)	1,600円	
県立湘南海岸公園 中部・バス駐車場	普通車	7~8月	全日	30分単位	260円	
				最大料金 (入庫から24時間まで)	3,000円	
	上記以外 の期間		全日	30分単位	210円	
				最大料金 (入庫から24時間まで)	1,700円	
	大型車	7~8月 上記以外 の期間	全日	1時間単位	1,570円	
					1,050円	
江の島なぎさ駐車場	普通車	年間	全日	1時間	400円	
片瀬海岸地下駐車場	普通車	7~8月	全日	30分単位	260円	
				宿泊(閉場～開場時間)	1,040円	
	上記以外 の期間			30分単位	210円	
				4時間超(当日上限)	1,710円	
				宿泊(閉場～開場時間)	1,040円	

(注) 最大料金(入庫から24時間まで)は、24時間を超えると新たに料金を加算。

最大料金は繰り返し適用。

別表第3（第9条関係）

駐車料金(2)

駐車場の名称	車両区分	営業期間		駐車料金(1回)	
県立湘南海岸公園 緑陰広場駐車場	普通車	7～8月	全日	1日	2,100円
				15時以降	1,000円
		4～6月・9月	平日	1日	1,100円
			土・日・祝	15時以降	500円
				1日	1,600円
				15時以降	500円
		上記以外の期間	全日	1日	1,100円
				15時以降	500円

第1号様式（第13条関係）（用紙　日本工業規格A4縦長形）

駐車料金等返還請求申出書

令和　年　月　日

株式会社湘南なぎさパーク 代表取締役社長 様

住 所

氏 名

電 話

私は、次の理由により駐車料金（割増金）を過払いいたしましたので返還願
いたく申し出します。

過払いとなった理由



関連事項

車両登録番号	
入庫時刻	
出庫時刻	
身分を証明する書類等	

第2号様式（第14条、第15条関係）（用紙　日本工業規格A4縦長形）

駐車料金免除・減額申請書

令和　年　月　日

株式会社湘南なぎさパーク 代表取締役社長 様

所在地（住所）

法人名

代表者職・氏名

電話

当日の担当者

次の理由により駐車料金を免除・減額していただきたく申請します。

免除・減額を申請する理由



関連事項

免除・減額年月日		入庫予定時 刻	
駐　車　場　名		出庫予定時 刻	
車両登録番号			

備考 免除又は減額のいずれかを○で囲んでください。

第3号様式（第17条関係）（用紙　日本工業規格A4縦長形）

出　　庫　　願

私は、次の理由により駐車券を紛失しましたので、この車両の正当な運転者であることを確認された上で、出庫させていただきたくお願いします。

紛失理由



運転者申出事項

車両登録番号	
入庫時刻	
出庫時刻	
身分を証明する書類等	

令和　　年　　月　　日

株式会社湘南なぎさパーク 代表取締役社長 様

住　所

氏　名